

生協への継続加入等のお手続きについて

皆様には、永年にわたり茨城県庁生活協同組合(以下、県庁生協)をご支援、ご利用いただき心より感謝申し上げます。

さて、現職で県庁生協にご加入いただいている組合員(1項組合員)の方は、退職を迎えられることにより組合員資格が喪失し、法定脱退となりますが、改めて加入手続きを行うことにより、退職後も組合員(2項組合員)として、県庁生協の組合員向けサービスをご利用いただくことが可能となります。このため、県庁生協では、退職予定者の皆様を対象として、継続の可否についての意思確認を行います。なお、退職後も県庁生協の組合員として各種サービスをご利用いただくためには、**組合員継続加入の手続き(ひばり会)**が必要となりますので、ぜひ加入手続きをご選択くださいますようお願いいたします。

重要 !!

現在組合員の方は、必ず、以下のどちらかをご選択いただき、期限までに必要書類をご提出ください。

選択肢1

退職後も生協に継続加入する(ひばり会)

手続き方法 4P参照

★継続加入した場合のメリット：現職時と同等のサービスをご利用いただけます。

- メロン、小玉スイカ、常陸牛などの地元農産物の予約販売、指定店の利用、給油(ガソリンカード利用者のみ)、カフェテリアひばりでのランチも、組合員価格でご利用いただけます。
- 団体保険(総合福祉制度、団体傷害・疾病保険など)が継続加入いただけます。
- 団体扱い(集団扱い)で保険料が割引されている保険は、引き続き割引が適用されます。
※適用外の保険会社がございますので、資料(13P)を参照ください。
- 定期的に、お得情報、ふれあい事業などの情報をお届けします。

選択肢2

生協を脱退する(脱退日は令和8年3月31日付となります。)

手続き方法 5P参照

※保険についての注意点

- ① 生協の団体保険にご加入の方は、全て解約となります。
- ② 一般生命保険や損害保険(自動車保険等)は、生協でのお取扱いができなくなりますので、保険会社へのお手続きが必要となります。

県の「再任用」としての勤務を希望されている皆様へ(お願い)

「再任用」を希望されている方も、採用の可否を問わず、期限までに関係書類をご提出くださいますようお願いいたします。

なお、採用が決定した場合は、4 月以降も現職組合員となりますので、お取り扱いはお記のとおりとなります。

「再任用職員」として採用された方は、従来通り、現職組合員として勤務所属で管理し、退職する方(不採用)は、加入承認基準に基づき、ひばり会(退職組合員)への移行となります。

なお、採用された方からご提出いただいた書類「加入承認申請書(ひばり会)」は当生協にてお預かりします。

再任用期間満了後(退職時)に再度お手続きが必要となりますが、生協を継続する場合は、今回ご提出いただいた書類をもって代えさせていただきます。

※再任用期間満了後に生協を脱退する場合は、脱退に関する手続きが必要となります。

<参考>

茨城県庁生活協同組合の加入等に関する法令等(定款)

(組合員の資格) ※現職組合員の加入条件です。

第6条 この組合の区域内に勤務する者は、この組合の組合員となることができる。

※退職組合員の加入条件です。

2 この組合の区域の付近に住所を有する者又は当該区域内に勤務していた者でこの組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

加入するためには、生協の承認が必要となります。(加入承認申請書のご提出)

承認基準については、3P 下段をご確認ください。

(区域)とは、

第4条 この組合の区域は、茨城県職員が勤務し、又は茨城県が設置している機関及び茨城県の事務又は事業と密接な関係を有する公共団体の職域とする

ひばり会とは何か

「ひばり会」とは、退職された生協組合員のグループ名称として、県庁生協が便宜上使用している「所属名」です。

従いまして、会合や行事を行うような特別な組織ではありませんので、年会費なども一切かかりません。県庁生協のサービス(指定店でのお買い物や保険契約など)のご利用に際しては、「組合員名」・「組合員番号(職員番号)」・「所属名」が必要となりますので、退職後、皆様が県庁生協をご利用いただく場合の所属名としてご理解ください。

現職時との変更点

利用代金の支払方法が給与控除から口座引き落としに変更となります。

※現職時は給与からの控除でしたが、退職後は、ご指定いただく口座から引落としとなります。

(口座振替手数料が発生します。 9P参照)

継続して生協を利用するのに、何故あらためて手続きが必要なのか

県庁生協は「職域生協」のひとつであり、茨城県庁や茨城県が創設した関連団体(このような対象範囲のことを「職域」といいます。)の職員を対象とした生協です。

したがって、一義的には、組合員となる資格があるのは、現職の方ということになります。

しかし、現在は法律が改正され、「茨城県などに勤務していた方」も組合員の対象となる規定ができました。

ただし、この方々は、県庁生協が加入申込を「承認」することで組合員となれることになっており、前述の現職組合員とは加入に際しての取り扱いが異なっております。


このような理由で、退職される皆様には新たに継続加入(承認)手続きが必要となります。








★茨城県庁生活協同組合・組合員承認基準

第2条(加入申請者の範囲及び基準)

この組合に加入承認の申請ができる者は、以下の項目をすべて満たす者とする。

- (1) 組合の区域の付近に住所を有する者又は区域内に勤務していた者
- (2) 年金受給口座又は指定した銀行口座から利用料金の自動振替払いができる者
- (3) 前項に規定する費用を負担することができる者

【項目】	生協継続加入（ひばり会）の手続き方法
提出書類	<p>① 加入承認申請書(ピンク) ② 預金口座振替依頼書 ※ <u>ゆうちょ銀行</u>を指定口座とする場合は、②預金口座振替依頼書とは別の様式となります。 ゆうちょ銀行専用用紙【自動払込利用申込書】 申込書が必要な方は生協事務局へお問い合わせください。</p>
提出期限	<p>2026年2月20日(金) 県庁舎1階 生協事務局にてお預かりします。 書類のご提出は、県の使送メールや郵送でも構いません。</p>
書類提出先 お問い合わせ	<p>〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6 茨城県庁生活協同組合 事務局 管理課 TEL 029-301-6150 庁内内線 6150</p>
生協利用明細	<p>利用明細書の紙での発行はいたしません。 県庁生協ご利用明細は、毎月メールで配信いたします。 配信希望の方は、「メールアドレス登録フォーム」より ご登録をお願いいたします。 【メールアドレス登録フォーム】 URL) https://www.fureai-iks.com/page/page000646.html また、必要に応じてメールアドレス変更の手続きをお願いします。</p> <div data-bbox="1158 922 1310 1072" style="float: right; border: 1px solid black; padding: 5px;">  </div> <p>【県庁生協 HP】 【お問い合わせ】 担当 藤野(フジノ) ・「各種手続き」→「<u>メールアドレス登録フォーム</u>」 ・「各種手続き」→「配信設定(ご利用明細・メルマガ)」→「<u>メールアドレス変更(ご利用明細・メルマガ共通)</u>」</p>
注 意 事 項 (お願い)	<p>① 住所等の変更について <u>住所・電話番号等の変更があった場合は、生協事務局までご連絡願います。</u> 宛名不明となった場合は、加入資格喪失となり、脱退となることもありますのでご注意ください。</p> <p>② 加入資格を喪失した時(本人死亡や任意脱退を希望した場合など) 速やかに、組合員証(生協カード)・出資証券・ガンリンカード(発行者のみ)を生協事務局へ返還願います。(万が一、死亡の場合はご親族からの連絡をお願いします。)</p> <p>③ 利用代金(保険料等)のお支払いについて 月々の保険料等のお支払いは、全て口座引き落としとなりますので、<u>口座引落日(毎月16日)の前日までには、引落日口座へのご入金をお願いします。</u> 残高不足などの理由により口座引落し不能となり、2か月以上保険料が滞納となった場合は、保険失効となります。 また、生協カード・ガンリンカードの利用代金につきましても、滞納となった場合はカードを回収し、ご利用停止となりますのでご了承ください。</p>

【項目】	生協脱退の手続き方法
提出書類 (返却物)	① 脱退届(グリーン) ② 出資証券 ③ 組合員証(生協カード) ④ ガソリンカード(発行者のみ) ※ <u>出資証券、組合員証(生協カード)</u> を紛失した場合は、紛失届をご提出ください。 ※ ガソリンカードを紛失した場合は、生協事務局へご連絡ください。
提出期限	締切日 2026年2月20日(金) 県庁舎1階 生協事務局にてお預かりします。 書類のご提出は、県の使送メールや郵送でも構いません。
書類提出先 お問い合わせ	〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6 茨城県庁生活協同組合 事務局 管理課 TEL 029-301-6150 庁内内線 6150
出資証券	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1;">  </div> <div style="flex: 1; text-align: center;">  <p>※出資証券を紛失された場合は紛失届をご提出ください。</p> </div> <div style="flex: 1;"> <p>※紛失届が必要な方は、 生協事務局へご連絡 ください。</p> </div> </div>
組合員証 (生協カード) ・従来型カード または ・JCB 提携カード	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1;"> <p>従来型 組合員証(生協カード)</p>  <p>組合員番号</p> <p>氏名(カタ文字になります) (電話番号の場合は、電話番号の氏名となります。)</p> <p>JCB提携型 組合員証(生協カード)</p>  <p>組合員番号</p> <p>氏名 有効期限 (電話番号の場合は、電話番号の氏名となります。)</p> </div> <div style="flex: 1;"> <p>※組合員証(生協カード)を紛失された場合は、「組合員証の無効・再発行について(紛失届)」をご提出ください。</p>  </div> <div style="flex: 1;"> <p>※紛失届が必要な方は、 生協事務局へご連絡 ください。</p> </div> </div>
ガソリンカード ・エネオカード ・出光カード	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1;"> <p>エネオアソックカード(発行者のみ)</p>  </div> <div style="flex: 1;"> <p>出光 TRUST&FLEXカード(発行者のみ)</p>  </div> </div>

生協を継続する方「加入承認申請書(ひばり会用)」 記入例

加入承認申請書(ひばり会用)

茨城県庁生活協同組合理事長 殿

受付印

処理日	年 月 日	記入日	
加入申込日	〇〇〇〇年 〇〇月 〇〇日	職員(組合員)番号	〇 〇 〇 〇 〇 〇
旧所属コード			
旧所属名	現在の勤務先名		
フリガナ	セイキョウ タロウ		
氏名	生協 太郎 (性別 <input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女) (自署、押印省略) 下記の※について同意します		
住所	〒310-8555 水戸市笠原町978番6		
電話番号	〇〇〇(〇〇〇) 〇〇〇〇		
生年月日	【西暦】 年 月 日 (歳)		
出資口数	〇〇口		
出資金額	〇〇, 〇〇〇円 ← 現在の出資金額を記入		

※私は、上記の出資を引き受け、【新規加入・継続加入】を申し込みます。(継続加入の場合は、現在の出資金を移行します。)
 なお、生協利用時の支払は、上記の預金口座からの引き落としとなり、口座振替払いの振替手数料を負担することに同意します。
 また、請求明細書や領収書の送付は要求しません。
 出資配当金は、出資配当預り金として預託し、1口1,000円を単位に出資金として増資にあて、積み立てから生ずる利子については、生活協同組合運営資金とします。

太枠内を記入してください。
裏面に個人情報の使用目的について記載しておりますのでお読みください。

県内の「再任用」としての勤務を希望していますか	有	<input checked="" type="radio"/> 無
-------------------------	---	------------------------------------

【任意で指定される口座】

金融機関	〇〇 銀行	〇〇 本店	〇〇 金庫	〇〇 支店
銀行コード	店コード			
預金種目	1 普通 2 当座			
口座番号	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇			
記号番号(ゆうちょ)	1 0			
口座名義人 (カタカナで記入)	セイキョウ タロウ			

※預金口座振替依頼書と同口座をご記入ください。
(ゆうちょ銀行は、自動払込利用申込書となります。)

入 力	承 認	検 印	処 理	起 票

生協を脱退する方「脱退届」 記入例

脱 退 届

茨城県庁生活協同組合理事長 殿

受付印

このたび定款の規定により貴組合を脱退いたします。
※脱退理由を○で開んでください。 第10条〔自由脱退〕
第11条〔資格喪失〕
〔死亡〕

処理日	年 月 日	記入日	
脱退日	●●●●年●●月●●日	←退職日を記入	
所属コード	無記入 -	職員(組合員)番号	〇 〇 〇 〇 〇 〇
所属課所名	現在の勤務先名		
フリガナ	セイキョウ タロウ		
氏名	生協 太郎 (自署、押印省略)		
出資口数	〇 〇 〇 〇 〇 〇		
出資金額	〇 〇 〇 〇 〇 〇 円		

※ 太枠内を記入してください。

【出資金等返還口座】

金融機関	※※ 金庫	×× 本店	〇〇 銀行	〇〇 支店
銀行・支店コード				
口座番号	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇			
ゆうちょ(コード・店番)	9 9 0 0			
ゆうちょ(口座番号)				
フリガナ	セイキョウ タロウ			
名義人	生協 太郎			
住所	〒310-8555 水戸市笠原町978番6			
電話番号	029(301)6150			

上記の内容(個人情報)については、出資金返還等に使用します。

【生協使用欄】

出資証券 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 紛失届 <input type="checkbox"/> 無 組合員証 <input type="checkbox"/> JCB <input type="checkbox"/> 提携なし <input type="checkbox"/> 紛失届 <input type="checkbox"/> 未発行 カリフォルダ <input type="checkbox"/> エネサ <input type="checkbox"/> 出光 <input type="checkbox"/> 無 法定外請求 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無 保 険 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無	出資金 _____ 円 配当金 _____ 円 相殺金 _____ 円 返金額 _____ 円 <input type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> 現金	備考欄 <div style="border: 1px solid black; height: 30px; margin-top: 5px;"></div>										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">入 力</td> <td style="width: 20%;">承 認</td> <td style="width: 20%;">検 印</td> <td style="width: 20%;">処 理</td> <td style="width: 20%;">起 票</td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			入 力	承 認	検 印	処 理	起 票					
入 力	承 認	検 印	処 理	起 票								

預金口座振替依頼書

組合員→県庁生協→金融機関

記入例

令和 年 月 日

〇〇銀行 御中

私は、下記の収納企業から請求された金額を私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

収納企業名	茨城県庁生活協同組合	振替日	収納企業の指定する日（休業日の場合は翌営業日）
-------	------------	-----	-------------------------

—預金口座振替規定—

1. 銀行に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
3. この契約を解約するときは、私から銀行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、銀行はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
4. この預金口座振替についてかりに紛議が生じて、銀行の責による場合を除き、銀行には迷惑をかけません。

預金口座	銀行	本店		
	〇〇 金庫	〇〇 支店		
	コードは無記入でも結構です	組合 出張所		
	銀行コード*	支店コード*	預金種目	口座番号
	0 1 2 3	1 2 3	①.普通 2.当座	0 1 2 3 4 5 6
	フリガナ	セイキョウ	タロウ	
	口座名義人	生協太郎		お届け印
	住所	〒310-8555 水戸市笠原町978-6 TEL (029-123-4567)		
	契約者番号 (組合員番号)	1 2 3 4 5 6	料金等の種類	売掛金

金融機関へのお届け印を2カ所ご捺印ください

金融機関使用欄	
不備返却事由	検印
1. 預金取引なし	印鑑照合
2. 印鑑相違	
3. 記載事項等相違 (店名、預金種目、口座番号、口座名義)	
4. その他	受付印

—金融機関送付—

組合員番号=職員番号

預金口座振替申込書

茨城県庁生活協同組合 御中

私は、購入金(売掛金)等を預金口座振替により支払うことといたく、上記の内容を金融機関に対して依頼しましたので、請求書は上記の金融機関に送付してください。

フリガナ	セイキョウ	タロウ	お届け印
氏名	生協太郎		印
契約者番号 (組合員番号)	1 2 3 4 5 6		

金融機関使用欄	(口座番号確認印)
---------	-----------

—県庁生協保管—

記入する際の注意点

- 1 間違ってしまった場合は、見え消し（二重線）にて訂正印(お届け印)をお願いします。
- 2 フリガナについては、濁点（゛）、半濁点（゜）も1文字でご記入ください。
- 3 氏名などをゴム印で処理した場合は無効となります。必ず直筆にてお願いします。
- 4 銀行コードは下記をご参照ください。

常陽銀行	0130	中央労金	2963	水戸信金	1240	茨城県信	2101
------	------	------	------	------	------	------	------

記入例

ゆうちょ銀行を指定される方は、専用申込書(2枚複写)にて申請が必要となります。

自動払込利用申込書		自払申込																
<p>※太枠内にボールペンではっきりとご記入ください。 ※「お届け印」欄には、通常貯金のお届け印を押してください。 ※総合口座通帳を併せて、ご提出ください。 私は下記の払込金を次により自動払込みによって支払うこととしたいので依頼します。 なお、本申込書は、私に代わって貴行から下記加入者にお届けください。</p>																		
お申込人(口座名義人)	おところ	郵便番号 (-) ご登録の住所をご記入ください。																
	おなまえ	フリガナ セイキョウ タロウ 生協 太郎 様																
	日中ご連絡先電話番号	<input type="radio"/> 携帯 <input checked="" type="radio"/> 会社 <input type="radio"/> 自宅 - -																
	記号番号	記号 番号(8桁未満の場合は右詰めでご記入し、その頭部の空欄には「0」をご記入ください) 1 口座番号をご記入ください																
		<p>お届け印 </p> <p>▲ 透帳に記載のある方のみご記入ください。 ▲ 2枚目にもご捺印ください。</p>																
▼お申込みの日から払込みが開始される日までの期間を1か月以上あけてご記入ください。 ▼払込日は収納加入者さまにご確認の上、ご記入ください。																		
払込先	加入者名	茨城県庁生活協同組合																
	口座番号	00310-4-9380																
払込金の種別	<table border="1"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 電気料金 20</td> <td><input type="checkbox"/> 住宅使用料 25</td> <td><input type="checkbox"/> 授業料等 29</td> <td><input type="checkbox"/> 割賦代金 34</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ガス料金 21</td> <td><input type="checkbox"/> 公庫償還金 26</td> <td><input type="checkbox"/> 購読料 31</td> <td><input type="checkbox"/> 税金 35</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 水道料金 22</td> <td><input type="checkbox"/> 育英会返還金 27</td> <td><input type="checkbox"/> 年金保険 32</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 商品代金 30</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 電話料金 23</td> <td><input type="checkbox"/> 各種保険料 28</td> <td><input type="checkbox"/> 会費 33</td> <td></td> </tr> </table>		<input type="checkbox"/> 電気料金 20	<input type="checkbox"/> 住宅使用料 25	<input type="checkbox"/> 授業料等 29	<input type="checkbox"/> 割賦代金 34	<input type="checkbox"/> ガス料金 21	<input type="checkbox"/> 公庫償還金 26	<input type="checkbox"/> 購読料 31	<input type="checkbox"/> 税金 35	<input type="checkbox"/> 水道料金 22	<input type="checkbox"/> 育英会返還金 27	<input type="checkbox"/> 年金保険 32	<input checked="" type="checkbox"/> 商品代金 30	<input type="checkbox"/> 電話料金 23	<input type="checkbox"/> 各種保険料 28	<input type="checkbox"/> 会費 33	
<input type="checkbox"/> 電気料金 20	<input type="checkbox"/> 住宅使用料 25	<input type="checkbox"/> 授業料等 29	<input type="checkbox"/> 割賦代金 34															
<input type="checkbox"/> ガス料金 21	<input type="checkbox"/> 公庫償還金 26	<input type="checkbox"/> 購読料 31	<input type="checkbox"/> 税金 35															
<input type="checkbox"/> 水道料金 22	<input type="checkbox"/> 育英会返還金 27	<input type="checkbox"/> 年金保険 32	<input checked="" type="checkbox"/> 商品代金 30															
<input type="checkbox"/> 電話料金 23	<input type="checkbox"/> 各種保険料 28	<input type="checkbox"/> 会費 33																
払込開始月	年 月から(※) 払込日	毎月 16 日 (再払込日 日) 土・日・祝日の場合は翌営業日																
<p>※払込開始月のご指定がない場合は、空欄のままご提出ください。 ▼「ご契約者欄」はお申込人とご契約者の「おところ・おなまえ」が異なる場合にご記入ください。</p>																		
ご契約者	おところ	郵便番号 (-)																
	おなまえ	フリガナ 様																
	日中ご連絡先電話番号	<input type="radio"/> 携帯 <input type="radio"/> 会社 <input type="radio"/> 自宅 - -																
6ケタの組合員番号(職員番号)をご記入ください。		日附印																
1	2		3	4	5	6												
備考			印鑑照合	受付														
(1枚目)	(取扱店→受付貯金事務センター)		〒30170(2018.06・TPN) ゆうちょ銀行															

項目別比較表																			
【項目】	【生協を継続した場合】	【生協を脱退した場合】																	
【出資金】 【出資配当預り金】	<p>現在の出資金・出資配当預り金を継続してお預かりします。 (1口1,000円 最大20口20,000円)</p> <p><u>新たに出資いただく必要はございません。</u> <u>年会費などもかかりません。</u></p>	<p>出資金と出資配当預り金を返還します。 ※返還には生協「脱退届」の提出が必要となりますので、必ずお手続き願います。</p> <p>注) 手続きがなされない場合は、組合員資格喪失後(退職後)2年間で時効により、払戻し請求権が喪失しますのでご注意ください。</p>																	
【ご利用代金のお支払い方法】	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 指定の口座から自動引落しとなります </div> <p>毎月16日が引落日となり、当日が金融機関の休業日にあたる時は翌営業日に引落しとなります。</p> <p>重要① <u>口座引落しの際、振替手数料が発生します。</u> ※手数料は、組合員様ご負担となります。</p> <p>【取扱可能な金融機関と手数料】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>金融機関</th> <th>手数料</th> <th>金融機関</th> <th>手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常陽銀行</td> <td>50円/月</td> <td>中央労金</td> <td>50円/月</td> </tr> <tr> <td>ゆうちょ銀行</td> <td>50円/月</td> <td>水戸信金</td> <td>50円/月</td> </tr> <tr> <td>茨城県信</td> <td>50円/月</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>上記金融機関以外はお取扱いできません。</p> <p>重要② 県の再任用職員として勤務する方は、現職組合員となるため、引き続き<u>給与控除</u>となります。任期满了や中途退職後に、口座引落しへ変更となります。</p>	金融機関	手数料	金融機関	手数料	常陽銀行	50円/月	中央労金	50円/月	ゆうちょ銀行	50円/月	水戸信金	50円/月	茨城県信	50円/月			<p><u>3月の給与控除が最後</u>となりますが、下記のご利用分は請求が2か月遅れとなります。請求が発生した場合は、当生協にてご本人様宛「振込依頼書」を送付しますので、生協口座への振込か生協事務局にてご精算願います。</p> <p>※振込手数料は組合員様ご負担となります。 2月・3月のご利用がある場合は、生協継続をお勧めいたします。</p> <p>なお、請求金額が返還すべき出資金と相殺できる場合は、相殺処理をさせていただきますのでご了承ください。</p> <p>【2ヶ月遅れとなるもの】</p> <p>① 生協各売店・カフェテリア「ひばり」個人掛利用分(生協カード)</p> <p>② 生協指定店でのご利用分</p> <p>③ ガソリンカードご利用分</p> <p>④ 予約販売(ちらし)ご利用分</p> <p>R8. 2月利用分→4月にご請求 R8. 3月利用分→5月にご請求となります。</p> <p>注) 精算が完了しませんでした、出資金・出資配当預り金を返還できませんのでご了承ください。</p>	
金融機関	手数料	金融機関	手数料																
常陽銀行	50円/月	中央労金	50円/月																
ゆうちょ銀行	50円/月	水戸信金	50円/月																
茨城県信	50円/月																		

項目別比較表																				
【項目】	【生協を継続した場合】	【生協を脱退した場合】																		
【団体保険】 保険 ① 総合福祉制度	<p>現契約内容にて継続可能です。(自動継続) ※退職後の新規契約はできません。 ※短期傷病休業給付プラン、長期療養収入補償プランは解約となります。 (再任用者は継続されます。)</p> <p>継続可能な年齢制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補償内容</th> <th>年齢(歳)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遺族生活年金プラン</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>// プラス</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>医療保障プラン</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>// 先進医療加算プラン</td> <td>79</td> </tr> <tr> <td>3大疾病保障プラン</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>傷害プラン</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>傷害ワイドプラン</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>退職後継続保障プラン</td> <td>69</td> </tr> </tbody> </table> <p>解約する場合は、生協事務局へご連絡ください。(TEL 029-301-6150) 【保険料の支払い】:口座引落し ※再任用者は給与控除となります。</p>	補償内容	年齢(歳)	遺族生活年金プラン	80	// プラス	80	医療保障プラン	69	// 先進医療加算プラン	79	3大疾病保障プラン	69	傷害プラン	70	傷害ワイドプラン	80	退職後継続保障プラン	69	<p>解約となります。(自動解約) 【契約期間】 2026年3月31日まで 【保険料の支払い】 2026年3月給与控除まで</p> <p>【お問い合わせ】 生協 029-301-6150 担当 三塚(ミツカ)</p>
補償内容	年齢(歳)																			
遺族生活年金プラン	80																			
// プラス	80																			
医療保障プラン	69																			
// 先進医療加算プラン	79																			
3大疾病保障プラン	69																			
傷害プラン	70																			
傷害ワイドプラン	80																			
退職後継続保障プラン	69																			
【団体保険】 保険 ② 団体傷害・疾病保険	<p>継続可能です。(自動継続) 年度途中の契約内容の見直しが可能です。</p> <p>継続可能な年齢制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補償内容</th> <th>年齢(歳)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合傷害補償プラン</td> <td>89</td> </tr> <tr> <td>病気補償プラン</td> <td>89</td> </tr> <tr> <td>交通事故傷害プラン</td> <td>89</td> </tr> </tbody> </table> <p>解約する場合は、生協事務局へご連絡ください。(TEL 029-301-6150) 【保険料の支払い】:口座引落し ※再任用者は給与控除となります。</p>	補償内容	年齢(歳)	総合傷害補償プラン	89	病気補償プラン	89	交通事故傷害プラン	89	<p>解約となります。(自動解約) 【契約期間】 2026年3月28日まで 【保険料の支払い】 差し引きが補償月期間の1ヶ月遅れとなっておりますので、4月まで保険料納入が必要となります。(出資金相殺可能)</p> <p>【お問い合わせ】 生協 029-301-6150 担当 藤野(フジノ)</p>										
補償内容	年齢(歳)																			
総合傷害補償プラン	89																			
病気補償プラン	89																			
交通事故傷害プラン	89																			
【団体保険】 保険 ③ 団体親介護保険	<p>継続可能です。(自動継続) 年度途中の契約内容の見直しが可能です。 組合員ご本人またはその配偶者様が満89歳以下かつ、親御様が満89歳までの方です。 解約する場合は、生協事務局へご連絡ください。(TEL 029-301-6150) 【保険料の支払い】:口座引落し ※再任用者は給与控除となります。</p>	<p>解約となります。(自動解約) 【契約期間】 2026年3月28日まで 【保険料の支払い】 差し引きが補償月期間の1ヶ月遅れとなっておりますので、4月まで保険料納入が必要となります。(出資金相殺可能)</p> <p>【お問い合わせ】 生協 029-301-6150 担当 藤野(フジノ)</p>																		
【団体保険】 保険 ④ ゴルファー保険	<p>継続可能です。(自動継続) 現契約は、2026年11月1日まで有効です。 ※新規契約、解約など随時契約内容の見直しが可能です。(年齢制限なし) 【保険料の支払い】:口座引落し(年1回1月時) ※再任用者は給与控除となります。</p>	<p>解約となります。(自動解約) 2026年11月1日までは有効です。 それ以降は自動的に解約となります。</p> <p>【お問い合わせ】 生協 029-301-6150 担当 三塚(ミツカ)</p>																		

項目別比較表		
【項目】	【生協を継続した場合】	【生協を脱退した場合】
<p>【団体保険】 保険 ⑤ 公務員賠償責任 保険</p> <p>【引受保険会社】 あいおいニッセイ同和 損害保険株式会社</p>	<p>加入条件を満たしていれば継続可能です (詳しくはパンフレットをご覧ください)。 * この保険は茨城県庁生活協同組合を保険契約者とし、 茨城県を記名法人、茨城県において任用または選任さ れた公務員を加入者(被保険者)とする公務員賠償責任 保険の団体契約です。 * 茨城県の再任用職員および会計年度任用職員は継続 加入可能です。</p> <p>【継続する場合】 自動継続となります。 プラン等の契約内容変更の場合は、「更改申込票 (兼 被保険者明細書)」をご提出ください(変更)。</p> <p>【解約する場合】 「更改申込票 (兼 被保険者明細書)」をご提出くだ さい(解約)。 【契約期間】 2026年4月1日午後4時まで 退職後5年間は【損害賠償請求期間延長特約】 が適用となります(詳細はパンフレットをご覧ください)。</p>	<p>解約となります。 「更改申込票 (兼 被保険者明細書)」をご提出くだ さい(解約)。 【契約期間】 2026年4月1日午後4時まで 退職後5年間は【損害賠償請求期間延長特約】 が適用となります(詳細はパンフレットをご覧ください)。</p> <p>【お問い合わせ】 生協 029-301-6150 担当 藤野(フジノ)</p>
<p>【団体保険】 保険 ⑥ コープの三大疾 病保険</p>	<p>継続可能です(自動継続)。 年度途中の契約内容の見直しが可能です。 解約する場合は生協事務局へご連絡くださ い。(TEL 029-301-6150)</p> <p>【保険料の支払】:口座引落し ※再任用者は給与控除となります。</p>	<p>解約となります(自動解約)。 【契約期間】 2026年4月1日午後4時まで 【保険料の支払い】 差引きが補償月の1か月遅れとなっております ので、4月まで保険料納入が必要となります(出 資金相殺可能)。 再度他の生協に加入する場合、再加入先の生 協でコープの三大疾病保険の取扱いがあれば、お手続きにより契約を継続することが可能 です。新加入生協が決まったら県庁生協事務局 へご連絡ください。(TEL 029-301-6150)</p> <p>【お問い合わせ】 生協 029-301-6150 担当 藤野(フジノ)</p>
<p>【団体保険】 保険 ⑦ 団体積立制度</p> <p>個人年金 【引受会社】 日本生命</p>	<p>退職後の継続はできません。(解約) 【60歳以上で退職する方】 給付金請求の手続きがありますので、1月31日までに生協事務局へご連絡ください。 (029-301-6150) 保険料の最終支払月、給付金の受取方法などについて、個別に生協からご連絡します。 【60歳未満で退職する方】 保険料支払いは、3月給与控除までとなります。給付金請求の手続きがありますので、生協事務局 へご連絡ください。 (029-301-6150)</p> <p>【お問い合わせ】 生協 029-301-6150 担当 三塚(ミツカ)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>団体積立制度セミナーを 2/13(金)・19(木)18:00~19:00 県庁舎 11F アトリウムにて開催予定 ※積立額の受取方法などのご相談を承ります。</p> </div>

項目別比較表		
【項目】	【生協を継続した場合】	【生協を脱退した場合】
【一般生命保険】 保険 ⑧ アフラック	継続可能です。(自動継続) 現契約内容にて継続希望であれば、保険会社へのお手続きは不要です。 契約内容を変更する場合(解約も含め)は、直接保険会社へお手続きください。 【保険料の支払い】 :口座引落とし ※再任用者は給与控除となります。 【契約に関するお問い合わせ】 アフラックコールセンター(フリーダイヤル) 0120-555-595	脱退後の契約については、 直接保険会社へお手続きください。 (個人契約で継続または解約) 【保険料の支払い】 2026年3月給与控除まで 【契約に関するお問い合わせ】 アフラックコールセンター(フリーダイヤル) 0120-555-595 【お問い合わせ】 生協 029-301-6150 担当 藤野(フジノ)

項目別比較表

【項目】	【生協を継続した場合】	【生協を脱退した場合】																														
<p>【一般生命保険】</p> <p>住友生命 ⑨</p> <p>富国生命 ⑩</p> <p>ジブラルタ生命 ⑪</p> <p>〃(AIGスター)⑫</p> <p>〃(AIGエジソン) ⑬</p> <p>第一生命 ⑭</p> <p>大樹生命 ⑮</p> <p>朝日生命 ⑯</p> <p>日本生命 ⑰</p> <p>明治安田生命⑱</p>	<p>【重要】</p> <p>各保険会社において、当生協に対する【団体扱加入資格条件】の改正があり、従来の団体扱料率(団体割引)でのお取扱いができなくなりました。</p> <p>【団体扱加入資格条件】とは、茨城県庁生活協同組合の組合員かつ、茨城県から給与支払いを受けていることとなります。</p> <p>従いまして、退職後はほとんどの保険会社において団体割引が適用されなくなります。</p> <p>なお、【再任用職員の採用が決定した方】は、【団体扱加入資格条件】を満たすため、全ての保険会社において、団体扱料率での継続は可能となります。【給与控除となります。】</p> <p>再任用希望の方は、当生協にて採用の合否を確認後、処理しますので保険会社へのお手続きは不要です。(日本生命⑰を除く)</p> <p>各保険会社で退職後のお取扱いが異なりますのでご確認願います。</p> <p>1 【取扱不可】 ※個人払いへ変更</p> <table border="1" data-bbox="419 1126 898 1205"> <tr> <td>住友生命 ⑨</td> <td>第一生命 ⑭</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ジブラルタ生命(⑪、⑫、⑬)</td> </tr> </table> <p>保険会社へ変更の手続きが必要となります。</p> <p>2 【退職者団体へ移行して継続可能】</p> <p>生協扱いでの保険料支払いは可能ですが、保険料は個人扱い保険料となります。</p> <p>※ 団体扱いのメリットが無くなります</p> <table border="1" data-bbox="419 1402 898 1480"> <tr> <td>富国生命 ⑩</td> <td>朝日生命 ⑯</td> </tr> <tr> <td>日本生命 ⑰</td> <td>明治安田生命⑱</td> </tr> </table> <p>当生協にて、組合員様の退職状況を保険会社へ連絡後、保険会社の担当者から各個人へ案内書が届きますのでお手続きください。</p> <p>【日本生命⑰ ご加入の方】</p> <p>「団体移行確認書」を生協へご提出ください。(契約者のみ送付しております。)</p> <p>3 【大樹生命⑮ ご加入の方】</p> <p>退職後も団体扱い料率で継続可能です。保険会社へのお手続きは不要です。</p>	住友生命 ⑨	第一生命 ⑭	ジブラルタ生命(⑪、⑫、⑬)		富国生命 ⑩	朝日生命 ⑯	日本生命 ⑰	明治安田生命⑱	<p>脱退後の契約については、直接保険会社へお手続きください。</p> <p>(個人契約で継続または解約)</p> <p>【保険料の支払い】</p> <p>2026年3月給与控除まで</p> <p>.....</p> <p>【生協継続・脱退 共通事項】</p> <p>一般生命保険の契約(補償)内容につきましては、生協では照会できませんので、直接保険会社へご確認ください。</p> <p>【各保険会社の連絡先】</p> <table border="1" data-bbox="954 1084 1401 1554"> <thead> <tr> <th>保険会社名</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住友生命</td> <td>0120-307-506</td> </tr> <tr> <td>富国生命</td> <td>029-221-2384</td> </tr> <tr> <td>ジブラルタ生命</td> <td>0120-37-2269</td> </tr> <tr> <td>〃(AIGスター)</td> <td>0120-160-414</td> </tr> <tr> <td>〃(AIGエジソン)</td> <td>0120-981-088</td> </tr> <tr> <td>第一生命</td> <td>0120-157-157</td> </tr> <tr> <td>大樹生命</td> <td>0120-318-766</td> </tr> <tr> <td>朝日生命</td> <td>0120-714-532</td> </tr> <tr> <td>日本生命</td> <td>0120-201-021</td> </tr> <tr> <td>明治安田生命</td> <td>029-224-6311</td> </tr> </tbody> </table> <p>【お問い合わせ】</p> <p>生協 029-301-6150 担当 三塚(ミツカ)</p>	保険会社名	電話番号	住友生命	0120-307-506	富国生命	029-221-2384	ジブラルタ生命	0120-37-2269	〃(AIGスター)	0120-160-414	〃(AIGエジソン)	0120-981-088	第一生命	0120-157-157	大樹生命	0120-318-766	朝日生命	0120-714-532	日本生命	0120-201-021	明治安田生命	029-224-6311
住友生命 ⑨	第一生命 ⑭																															
ジブラルタ生命(⑪、⑫、⑬)																																
富国生命 ⑩	朝日生命 ⑯																															
日本生命 ⑰	明治安田生命⑱																															
保険会社名	電話番号																															
住友生命	0120-307-506																															
富国生命	029-221-2384																															
ジブラルタ生命	0120-37-2269																															
〃(AIGスター)	0120-160-414																															
〃(AIGエジソン)	0120-981-088																															
第一生命	0120-157-157																															
大樹生命	0120-318-766																															
朝日生命	0120-714-532																															
日本生命	0120-201-021																															
明治安田生命	029-224-6311																															

項目別比較表		
【項目】	【生協を継続した場合】	【生協を脱退した場合】
【一般生命保険】 かんぽ生命 ⑱	継続はできません。 団体扱いから個人扱いに切り替わります。4月以降の保険料支払方法については、最寄りの郵便局にて変更の手続きをお願いします。 【保険料の支払い】 2026年3月給与控除まで <u>※再任用者は現職者と同様のお取り扱いとなるため、団体扱いでの継続が可能です。</u> <u>上記のお手続きは不要となります。</u> <u>(給与控除)</u>	団体扱いから個人扱いに変更となります。 4月以降の保険料支払い方法については、最寄りの郵便局にて変更の手続きをお願いします。 【保険料の支払い】 2026年3月給与控除まで 【お問い合わせ】 生協 029-301-6150 担当 三塚(ミツカ)
【損害保険】 自動車任意保険	継続可能です。 現契約内容にて継続希望であれば、保険会社(取扱代理店)へのお手続きは不要です。契約内容を変更する場合(解約も含め)は、お手続きください。 【保険料の支払い】 :口座引落とし ※再任用者は給与控除となります。	団体・集団扱いから個人契約に変更となります。 【保険料の支払い】 4月以降の保険料のお支払いについては、現在ご契約中の代理店に直接ご確認をお願いします。 【お問い合わせ】 生協 029-301-6150 担当 藤野(フジノ)
【職員組合】 自治労共済 ㉓	職員組合へご連絡ください。 029-301-6133 ※再任用の方は65歳まで継続が可能です。	職員組合へご連絡ください。 029-301-6133
【県庁生協】 コープ共済 ㉔	継続可能です。(自動継続) 【掛金の支払い】 :口座引落とし	解約となります。 【お問い合わせ】 生協 029-301-6150 担当 塙(ハナワ)

【メ モ】